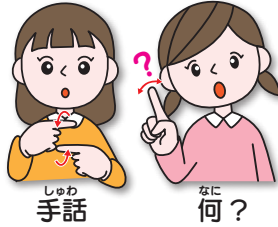


手話言語って何？

「手話言語」は手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった、音声言語である日本語等と同等な言語です。

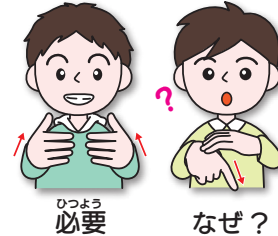


手話

何？

なぜ手話言語条例が必要なの？

残念ながら未だ手話が音声言語と同等の言語であるとの理解・認識が十分に進んでいるとはいえません。ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し、共生することのできる地域社会実現のためには、手話が言語であることをみんなが理解する必要があります。



必要

なぜ？

条例の目的は？

手話言語への理解の促進及び手話言語の普及に関し、基本理念を定めよう。

- 市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにします。
- ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指します。



目的

条例の基本理念は？

手話言語への理解及び手話言語の普及は、「ろう者」「市」「市民」「事業者」それぞれが「手話は音声言語と同等の言語である」との認識に基づき、

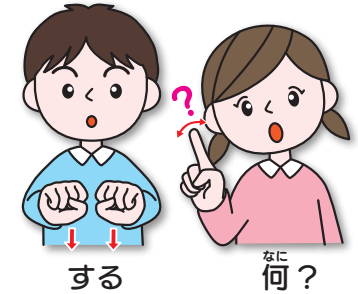
- 自立した日常生活を営み、積極的に社会に参加し、互いに人格や個性を尊重することができる社会になること
- 手話言語によるコミュニケーションが図りやすい環境をつくること
- 手話言語によるコミュニケーションをスムーズに図る権利を尊重すること **を基本として行います。**



基本

理念

私たちは、 どんなことを するの？



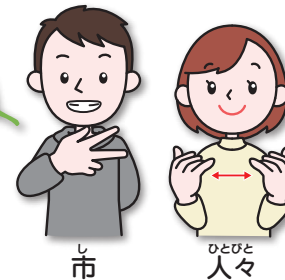
する

何？



市

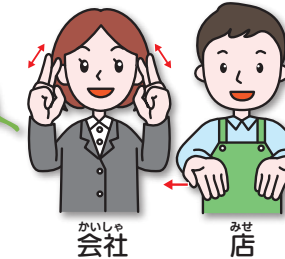
ろう者があらゆる場面で手話言語によるコミュニケーションが図られるように手話言語を普及することや、ろう者が自立した日常生活を送ることができるよう総合的かつ必要な施策を推進します



市

人々

基本理念に対する理解を深めて、市が推進する施策に協力するよう努めます。



会社

店

基本理念に対する理解を深めて、市が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供することや、働きやすい環境整備に努めます。